**令和7年度　浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金募集要項**

主な変更点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 変更前 | → | **変更後** |
| 補助率 | 80％ | → | **85％** |
| 補助上限額 | 200万円 | → | **250万円** |
| 対象経費 | ①新調・更新  ②1件10万円以上 | → | **①新調・更新・修繕**  **②1件あたりの金額要件なし** |
| 事業期間 | 単年度（1年） | → | **複数年度（2年）** |

１．目的

　浜田市では、日本遺産に認定された「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽」の構成文化財である石見神楽による観光振興を図るため、浜田市内で石見神楽を保存し、及び継承する団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助する事業を実施します。

２．募集期間

　令和7年4月1日（火）から令和7年5月7日（水）17：15　必着

３．募集対象者

本補助金の募集対象者は次の各号のいずれかに該当する団体とします。ただし、本補助金を前3年度（令和4年度～令和6年度）の間において交付を受けている団体は除きます。　（１）一般社団法人浜田市観光協会の会員団体

（２）以下の石見神楽にかかる連絡協議会等に所属している団体

　　　・浜田石見神楽社中連絡協議会

　　　・金城町石見神楽社中連絡協議会

　　　・旭町石見神楽保存会

　　　・弥栄町石見神楽社中連絡協議会

　　　・三隅町石見神楽社中協議会

４．補助対象経費

　補助対象経費は、募集対象者が石見神楽を上演するために必要な以下の用具等の取得又は修繕にかかる経費を対象とし、**令和7年度～令和8年度の2ヵ年内**に完了するものとします。

※事業期間を2年間設定していますが、令和7年度内に事業完了してもかまいません。

（１）補助対象となる用具

|  |
| --- |
| 〇石見神楽で使用する衣裳　　　〇石見神楽面・蛇頭　　　〇蛇胴  〇神楽幕　　　〇大太鼓など奏楽に必要な楽器類 |

（２）補助対象とならない用具（例）

|  |
| --- |
| 〇音響設備　　〇スモークマシン　　〇紙吹雪マシン　　〇収納庫　　〇車両  その他、汎用性があり石見神楽の上演に直接関係のない用具 |

５．補助金の額

　補助対象経費の100分の85以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とします。ただし、250万円（令和2年度から令和6年度までの間において、この告示による補助金の交付を2回受けている場合は50万円）を限度とし、補助金の総額は予算の範囲内とします。

６．申請書の提出について

　補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて、観光交流課窓口、又は郵送にて提出してください。令和7年5月7日（水）17：15　必着

　申請書等の書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

　なお、提出した申請書類等については返却できませんのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提出が必要な書類 |
| １ | 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付申請書 |
| ２ | 事業概要書 |
| ３ | 収支予算書 |
| ４ | 見積書の写し |
| ５ | 団体の規約 |
| ６ | 用具の現況写真 |

７．選定（採択）

　（１）選定方法

　　 選定委員会を設置し、委員の意見を参考に選定します。

　（２）選定基準となる内容

　以下の項目に基づき、総合的に判断し、予算の範囲内で選定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 用具整備の必要性 | ・整備する用具  ・整備理由及び緊急性（用具の経歴・演目等） |
| 1. 団体継承の取り組み | ・団体の継承期間  ・近年新加入した団員の有無  ・後継者の育成の有無  ・地域の小学校等での継承活動の有無  ・団員の募集活動の有無 |
| 1. 観光振興への取り組み | ・近年の公演回数  ・近年の市内定期公演・市外公演の有無  ・活動の情報発信 |
| 1. 補助金の必要性 | ・他の助成事業の活用の有無  ・用具整備における活動への効果及び今後の取り組み |

　（３）プレゼンテーション（任意）

選定委員会において、団体から申請概要等を直接説明する時間（プレゼンテーション）を設けます。希望される場合は事業概要書⑥にその旨をご記入ください。

※プレゼンテーション（任意）は、団体から直接申請概要等を伺い、選定の参考にするものです。したがって、選定はあくまでも上記（２）①～④の選定基準に基づき行い、プレゼンテーションの参加の有無が、選定において特別に加点されるものではありません。

※選定委員会は、5月発初旬を予定していますので、別途、お知らせします。

８．申請書提出から補助対象者決定までの流れ

　令和7年4月1日～　申請受付（観光交流課窓口または郵送）

5月7日 申請受付終了

5月中旬 選定委員会の開催（希望される団体はプレゼンができます。）

5月下旬　 選定結果通知（交付決定または不決定通知を郵送）

　　　　　　　　　　　　※選定結果通知日以降から事業開始となります

９．留意事項

　当補助金への申請に際しては、以下の項目についてあらかじめ同意のうえお申込みください。

　（１）申請者は、本募集要項の内容について了解し、同意したものとします。

　（２）交付決定され、実績報告がなされた事業については、原則として、団体名、事業の概要などが外部に公表されます（市ホームページ等）

　（３）申請書類一式は、浜田市情報公開条例に基づく開示請求の対象資料となります。

（４）事業実施にあたっては、市内事業者に発注するよう努めてください。

１０．お問い合わせ先

　浜田市産業経済部観光交流課石見神楽係

　住所：〒697-8501　浜田市殿町1番地

　電話：0855-25-9531（直通）　E-mail：kankou@city.hamada.lg.jp